

始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅を新築する目的で始良市土地開発公社（以下「公社」という。）の分譲住宅用地を購入する者（ハウスメーカーがモデルハウスを建築した土地を購入する者を含む。以下「購入者」という。）に対し、購入に係る経費等の一部を補助金として交付する制度を設けるとともに、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象用地)

第2条 対象となる分譲住宅用地は、反土地区住宅用地「蔵王ファミリータウン」とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、分譲住宅用地を購入し、かつ、当該土地売買契約日後1年以内に自らの用に供する住宅の建築に着工する者とする。ただし、同一世帯において該当する者が複数いる場合は、いずれか1人に限る。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は30万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を申請する購入者（以下「申請者」という。）は、始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて理事長に申請しなければならない。

- (1) 建築請負契約書等の写し
- (2) その他、理事長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 理事長は、前条の申請を受理したときは、その申請書類の内容を審査し補助金の交付の可否を決定する。

- 2 理事長は前項の規定により可否を決定したときは、その結果を始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金交付決定通知書（様式第2号）又は、始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第7条 前条の交付決定の通知を受けた者（以下「補助金決定者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金請求書（様式第4号）を、理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに当該補助金決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第8条 理事長は補助金決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその返還を命じることができる。ただし、理事長がやむを得ないと認めた場合は、返還金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 提出した書類に偽りその他不正の行為があったとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

始良市土地開発公社
理事長

殿

〒 ー
住 所

氏 名
電 話 ⑩

始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金交付申請書

始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金交付要綱第8条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、この申請書により交付された補助金を返還します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 300,000 円
- 2 区画 区画
- 3 契約日 年 月 日
- 4 購入金額 円
- 5 添付書類 建築請負契約書等の写し

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

申請者
氏 名

様

始良市土地開発公社
理事長

印

始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金の
交付については、内容等審査の結果、下記のとおり決定したので、始良市土地開発公
社分譲住宅用地購入補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 300,000 円
- 2 購入区画 区画
- 3 購入金額 円
- 4 契約日 年 月 日

年 月 日

始良市土地開発公社
理事長 殿

補助金決定者 住 所

氏 名 ⑩

始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金請求書

年 月 日付けで交付決定の通知を受けた始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金について、始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 300,000 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行	支店名	支店
	金庫		支所
	組合		出張所
預金種類	普通預金 ・ 当座預金		
口座番号			
口座名義人	フリガナ		

《注1》 口座名義人は補助金決定者と同一人となるようにしてください。

《注2》 本請求書の提出にあたり口座番号を確認できる書類（通帳等の写し）を添付してください。

年 月 日

申請者
氏 名 様

始良市土地開発公社
理事長 印

始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金については、内容審査の結果、次の理由により交付が不相当と認められるので、始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

- 1 不交付の理由
- 2 購入区画 区画
- 3 購入金額 円